

議 第 3 号 議 案

地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書の提出について
地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和2年3月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 伊勢田 幸 正

賛成者 同

提 案 理 由

地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書

地方議会議員年金制度は、平成23年6月1日に廃止された。

しかしながら、平成24年5月24日に第104回市議会議員共済会代議員会において、廃止された地方議会議員年金に変わる新たな地方議会議員の年金として、市町村長や勤労者が加入する基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある公的年金制度への加入を求める決議がなされた。

また、平成28年7月及び平成29年8月には全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、同様の決議や要望を採択し、国や国会の関係方面に要請活動が行われている。

議員年金制度は、廃止されたものの、元議員等の既存支給者への給付はこの先約50年続き、その公的負担累計総額は、1兆円を越す巨大な額となる。その原資はすべて税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからず影響を与えている。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれている中で、国民年金制度の課題の解決のないまま地方議員だけを特別扱いすることは許されない。

地方議会議員年金制度廃止後も、莫大な税金投入が続いており、この制度を新たな形で復活させれば、さらなる公費負担が必要になり、到底国民の理解を得られるものではない。国民目線から遠くかけ離れた議長会の決議・要望は許容できるものではない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、地方議会議員年金制度の復活はしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様